

# 清水小学校いじめ防止基本方針

平成27年2月作成

平成30年8月改定

## 1 基本理念や内容等について（清水小における考え方）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭・地域や関係機関と学校が積極的に連携していかななければならない。

鹿児島市立清水小学校（以下、「本校」という）の児童がいじめでつらい思いをすることがないように、私たち大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たすとともに、児童も安心して豊かな集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない風土を醸成していかねばならない。

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に気持ちよく取り組めるために、いじめが絶対に起こらないようにする。
- 「いじめは絶対に許されない行為である」という認識に立つ。
- いじめられた児童の立場に立ち、児童の生命・心身の保護を最重要として解決に当たる。
- 家庭・地域との連携を密にして、関係者がそれぞれの役割を果たしながら組織的に問題の解決に当たる。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法2条第1項）

## 3 学校におけるいじめ防止対策のための組織について

本校では、いじめ防止対策推進法第22条に則り、いじめの問題に対する指導体制を十分機能させていくために、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的・継続的な取組を行っていく。

### 【いじめ防止対策委員会】場所：校長室

管理職・三主任・学年主任・該当学級担任・教育相談係・養護教諭・  
人権同和教育係・生徒指導部

☆ 必要に応じて

P T A 役員、民生委員、SC、心理・福祉の専門家、スポーツ少年団外部指導者等

家庭・地域との連携

- ・学級 P T A
- ・教育相談
- ・登下校指導 等

関係機関との連携

- ・青少年課
- ・校外生活指導連絡会
- ・民生委員
- ・児童相談所 等

### ◎ 生徒指導体制

#### 生徒指導事例会

- ・ 毎月第3金曜日放課後。
- ・ 学級、学校内外で把握した生徒指導上の問題行動について情報を提供。

#### 生徒指導事例報告会

- ・ 毎月第4木曜日職朝。
- ・ 事例会の内容を全職員で共有する。特に、不登校傾向の児童について情報交換を図る。

### ◎ 教育相談体制

#### 教育相談

- ・ 第3金曜日の放課後。

#### 教育相談月間（7・11月）

- ・ アンケートをもとに実態把握に努める。
- ・ 児童との教育相談を受け、保護者との連携を図る。夏休みや2学期からの生活について協議する。

### ◎ 校内研修体制

#### 夏・冬の校内研修（8月・1月）

校内事例研修会等を通しての共通理解の深化及び指導力の向上を図る。

＜ 年 間 活 動 計 画 ＞

月	月目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動	委員会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	あいさつ	年間及び1学期の活動計画の検討		ニコニコ月間	あいさつ運動（全校）	各教科における指導計画の確認	家庭訪問	学校教育方針の確認
5	安全	基本方針のHP公表		いじめ防止標語作成				
6	時間を守る		(県) いじめアンケート		朝のボランティア活動	保護者向け全体指導		
7	進んで仕事	1学期の取組反省	「学校楽しいーと」の活用①					
8		「学校楽しいーと」結果の検討①			全校レク	携帯・ネット実態集計		生徒指導事例研修（ネットトラブル）
9	落ち着いた行動	2学期の活動計画の検討						
10	物を大切に	(県) いじめアンケート結果の検討		「いじめを考える週間」の実施				
11	正しい言葉遣い		(学校) なやみか いけっカード	全校一斉道徳の授業		県民週間での授業を検討	教育相談月間	
12	礼儀	2学期の取組反省「学校楽しいーと」結果の検討②	「学校楽しいーと」の活用②	人権集会				
1	室内での行動	3学期の活動計画の検討	(県) いじめアンケート					生徒指導事例研修
2	登下校							
3	一年のまとめ	年間反省・次年度計画						

【連携する機関及び連絡先】

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971
県警察本部（少年サポートセンター）	232-7869
鹿児島中央警察署	222-0110
鹿児島春日交番	247-2376
県総合教育センター教育相談課	294-2788
県中央児童相談所	264-3003
鹿児島市子ども福祉課	216-1260

4 いじめの未然防止について

本校では、いじめはどの児童にも起こりうるという認識を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。内容としては、児童の心の通じ合うコミュニケーション能力や規範意識の育成、集団の一員としての自覚や自信をもとに互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることである。

【本校の具体的な取組】

(1) いじめについての共通理解

- ア 年度当初の職員会議や年2回の校内研修で学校の基本方針の周知を図り、「ニコニコ月間（5/25～6/25）」や「いじめ問題を考える週間（学期当初）」「地域が育む『かごしまの教育』県民週間（11/1～7）」等で、全校児童を対象にいじめに関する調査・講話・授業等を行い、児童がいじめ問題について学ぶ時間を設定する。
- イ 児童理解の時間を毎週の学年会を中心に位置付け、情報収集を図るとともに、生徒指導ファイル（ズキ校務）に記載し、第3金曜日の生徒指導事例会で報告する。翌週の第4木曜日の生徒指導事例報告会で全校体制において情報の共有と周知を行う。
- ウ 「学校楽しい～と」を全校児童に年2回実施し、比較検討しながら児童を多角的に捉える体制を共通理解する。問題点は学年で共有し、項目に応じて実践例を参考にして児童に還元指導する。

(2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ア 児童会活動・児童総会等でのいじめ防止についての主体的な話し合いと取り組みを推進する。(標語・ポスター募集)
- イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。
- ・ 命の教育を含めた道徳教育を全教育活動を通じて充実させ、児童の思いやりの気持ちや他者の生命を尊重する態度を育む。「地域が育む『かごしまの教育』県民週間(11/1~7)」で全学級道徳科の授業を行う。
  - ・ 人権尊重の視点から、全教育活動を通じて、児童一人一人に「いじめは絶対に許されない」という態度を育む。12月に人権集会を開き、全員が学年毎のテーマに即した人権作文を書き、代表者が発表することで全体で人権尊重の姿勢を学び、自分の意思で行動が取れるように指導する。
- ウ 自主的・体験的活動の推進による自尊感情と好ましい人間関係の構築を図る。高学年による朝のボランティア活動やSGE(構成的グループエンカウンター)を取り入れた学級指導を行う。
- エ 心のつながりを深めるあいさつ運動を推進する。全校で行うあいさつ運動やあいさつ標語を作成し、意識を高める。
- オ 豊かな感性を培う読書活動の推進を図る。10月に読書感想画や読書郵便作成期間を設定し、情操教育を推進する。

(3) いじめが起きにくい集団の育成

- ア 教師は、人間関係づくりという視点から学級教育目標を立て、日々の学級経営に反映させる。
- イ 「いじめは絶対に許さない」という教師側の姿勢を示し学級づくりに努める。
- ウ 一人ひとりのよさを活かした、「分かる・できる」授業づくりを推進する。
- エ 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。教師が日記帳等による子どもからの情報を見逃さない姿勢を示したり、行事等を通して集団の連帯感を深め、成果を称賛したりする。
- オ コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分たちで解決する自己解決能力を育てる。(アサーションやリフレーミングトレーニングの推進)
- カ 人間関係を深める異学年交流を推進する。(地域の友達を知ろう・全校レクリエーション・児童集会等)
- キ 保護者同士のコミュニケーションがより図れるよう適切なPTA活動を進める。  
保護者同士が話しにくい雰囲気であればSGE(構成的グループエンカウンター)を取り入れるなどし。雰囲気作りも考慮する。
- ク 担任がPTA活動や学年・学級活動、地域の行事等に積極的に参加し、情報収集を得ることでいじめ発生防止に努める。

(4) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

- ア すべての教育活動を通して、児童が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。
- イ 全校朝会での表彰式や学校便り等を利用し、児童の頑張りを他の多くの児童や保護者等に紹介し、自尊感情を高める。
- ウ 教師は、暴言等の否定的な発言をせず、プラス志向の発言に努める。(アンガーマネジメント)

本校では、これらの取組について、家庭・地域と協力し合い、取組を推進していくことの必要性を共通理解しておく。

5 いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付かなく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そこで、本校では、全職員が日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにすることや気になることを日頃から教職員同士（放課後、学年会等）や保護者（教育相談日・学級PTA等）、また関係機関と連絡を取り合う関係を築いておくことが重要である。

本校では、以下の具体的な取組を組織的・計画的に実践している。（市基本方針参照）

	早期発見のための6項目	具体的な取組	担当
1	アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有	・「学校楽しい〜と」（5月・12月）と「いじめアンケート」（6月・11月・1月）の実施と集約	生徒指導主任
2	県作成の「いじめ対策必携」の活用	・生徒指導校内研修や学年会での確認（学期初め）	学年部
3	定期的な教育相談による児童の状況把握と情報共有	・教育相談月間（11月）や「いじめアンケート」期間毎日の日記帳からの情報を共有する	教育相談係
4	SCや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用	・SCや臨床心理相談員等の案内文の配布と周知（4月）SCは学校訪問時に児童・保護者と定期的実施	管理職各担任
5	管理職をはじめ、全職員による校内巡視等の実施	・早朝、放課後に定期的に校内巡視を実施	全職員
6	学校の取組の発信及び情報の収集・共有	・学校便りや小中連携の民生委員と語る会、学級PTAで情報交換	管理職全職員

**日 常 の 取 組**

- 学 級 担 任**
- ① 授業・給食・掃除・休み時間等子どもの行動や表情をよく観察する。
  - ② 服装や宅習・日記帳などに気掛かりになる点はないか注意を払う。
  - ③ 気になる子どもに声をかけをし、悩みを聞く。
  - ④ 子どもに変わった様子はないか日頃から家庭とよく連絡を取り合う。
  - ⑤ 道徳や学級活動の時間にいじめ問題を取り上げ、子どもの意識を高める。

- 養 護 教 諭**
- ① 子どもの心の状態を把握し、よき話し相手になる。
  - ② 保健室での子ども様子をよく把握し、担任と情報を共有する。
  - ③ 学級担任と連携して、解決への支援をする。
  - ④ 全職員に対して、いじめや不登校等についての情報を提供する。

- 学 年**
- ① 学年会等で、子どもの様子について情報を交換する。
  - ② 小さい事例も学年の問題としてとらえ、指導の在り方や対策等について協働体制で臨む。

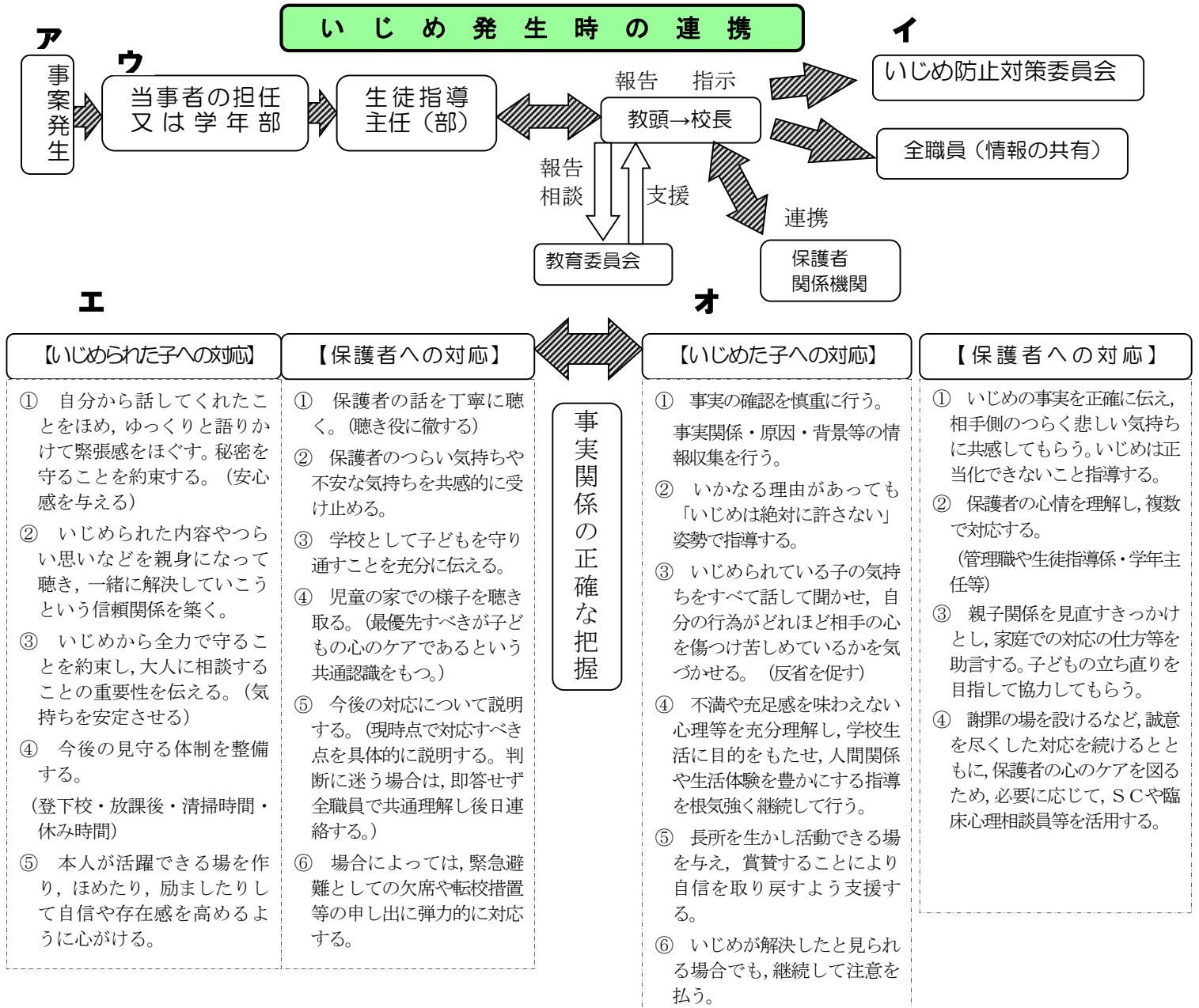
- 生徒指導主任**
- ① 各学年の子どもの状況を把握する。
  - ② 保健室との連絡体制をとる。
  - ③ 学校全体のいじめ実態把握の手立てを講じ、全職員へ情報の提供をする。
  - ④ PTAや学校評議員と連携し、校外の情報体制を整える。
  - ⑤ 教育相談体制を整える。
  - ⑥ 問題行動について校長・教頭へ逐次状況を報告する。

- 家庭や地域との連携**
- PTA生活指導部・子ども会育成会・学校評議員
- ① 校外での子どもの状況を観察し、声かけや指導を心がける。
  - ② 情報交換をし、地域ぐるみで育成に取り組む体制づくりを進める。

6 いじめの早期対応について

本校では、いじめの存在が確認された場合は、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して、担任と学年主任等二人以上で事情を聴き取り、確認した上で状況を文書化する。生徒指導主任が、早急に、いじめ問題等対策委員会を臨時で開く。そこで、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容の共通理解を行い適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携を図るようにする。

(1) 対応組織について



周囲の子どもたちに対して

- ① 「いじめは断固として許さない」という態度を示す。
- ② いじめを発見したら先生や友達にすぐ知らせることが大切であることを気づかせる。いじめを訴えることは、チクリではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ③ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることであると理解させる。
- ④ 一人一人を尊敬し合い、温かい友人関係を築くようにさせる。

指導体制の検討・今後の対応

状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。新しい検討事項が入ったら、指導体制を再検討していく。

(2) 早期対応の詳細について

**ア いじめ情報入手のあり方**

・状況を観察しながら慎重に情報を収集し、間接的介入を図る。

情報収集の内容

- 誰が誰をいじめているのか? . . . . . 【加害者と被害者の確認】
- いつ, どこで起こったのか? . . . . . 【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか? どんな被害を受けたのか? . . . . . 【内容】
- いじめのきっかけは何か? . . . . . 【背景と要因】
- いつ頃から, どのくらい続いているのか? . . . . . 【期間】

情報収集の手段

- 各種アンケート
- 日記・連絡帳
- 子どもとの会話
- 教育相談
- 専科・特別支援教諭・養護教諭との連携
- 保護者との連携
- 日常生活の観察
- 民生委員等地域からの情報

情報入手の留意点

- 「いじめはない」などの個人的な解釈で看過しない。
- 他の教師からの情報の協力をもらう。
- 教師のいじめ問題への強い姿勢を示す。

担任が陥り易い傾向

- 自分の責任と思いつみ, 自分だけで解決しようとする。
- 指導力が否定されたと感じる。
- 解決を焦る。

**イ いじめ防止対策委員会での対応方針の決定・役割分担**

対応方針会議での協議内容

- 緊急度の確認 (命にかかわる可能性があるか)
- 詳細な調査の必要性 (調査の内容と方法の検討)
- 具体的な指導・援助の方針の検討 (役割分担・支援チームの構成)
- 事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認
- 保護者への対応
- 関係機関との連携の方向性

役割分担

- 【担任・教頭】 ・いじめられた児童の事情聴取と支援  $\Rightarrow$  校長へ報告  $\Rightarrow$  指示
  - ・いじめた児童の事情聴取と指導
  - ・保護者への対応
- 【教頭】 ・関係機関への対応 ・教育委員会へ対応方針について連絡・相談
- 【生徒指導主任】 ・周囲の児童生徒と全体児童への指導

## ウ 正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

### 児童

- ① いじめられた児童, いじめた児童, 周囲にいる者から個別に聴き取りを行う。
- ② いじめの状況, いじめのきっかけ等をじっくり聴き, 事実に基づく指導を行えるようにする。
- ③ 事情聴取は, 被害者⇒周囲にいる者⇒加害者の順に行う。
- ④ 情報の食い違いがないか, 複数の教員で確認しながら聴き取りを進める。
- ⑤ 聴き取りを終えた後は, 当該児童を自宅まで送り届け, 教師(教頭同行)が保護者に直接説明する。

### 保護者

- 直接会って, 具体的な対策を話す。 ○ 協力を求め, 今後の学校との連携方法を話し合う。

## エ いじめられた児童への対応 ※ 具体的な対応の仕方は対応組織内に記載。

### いじめられた児童への基本的な関わり方

- ① 児童の安全確保に配慮して安心させ, 児童との信頼関係を築く。
- ② 児童の話を聴くことを重視し, その思いを受け止め, 共感的理解に努める。
- ③ 具体的な支援については, 本人の意思や希望を大切に, 意向を確認しながら進める。

### いじめられた児童と個別面談をする際の留意点

- ① 秘密が守られる環境を用意する。
- ② 焦らずせかさず共感的に接する。
- ③ 心の整理をする時間を確保する。
- ④ むしろ, これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す。
- ⑤ まずは, 教師=味方の関係からスタートする。

## オ いじめた児童への対応 ※ 具体的な対応の仕方は対応組織内に記載。

### いじめた児童への基本的な関わり方

- ① いじめる行為が「命に関わる重大なこと」であり, 「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- ② いじめられた児童生徒の心の痛み気付かせながら, いじめた気持ちや状況等を受容的, 共感的な態度で十分に聴き, いじめる行為の背景を理解して対応する。
- ③ 心理的孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと, 粘り強い指導を行う。

### いじめた児童と個別面談をする際の留意点

- ① “開き直り”に対処する。  
教師や保護者に対して自分の都合のよい方向に言いくるめようとするところがあるが, 終始毅然とした態度で「いじめは決して許されない行為」という強い姿勢を貫く。
- ② 「被害者にも非がある」と認めてはならない。「確かに, ○○(いじめられた児童)にも非はあるよね」と認めてはならない。「○○も悪いと言ったから, 自分は悪くない」と都合よく解釈することがある。
- ③ “いじめ”という言葉を使わずに指導する。  
「自分が言われたらどんな気持ちになる」というように, “いじめ”という言葉を使わずに, その加害者が行った具体的な行為に焦点をあて, それはいけない行為だと指摘する。



## 7 重大事態への対処について

(鹿児島市いじめ防止基本方針より)

### (1) 重大事態の意味について

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）法第28条第1項第1号に係る事態）
  - ・ 児童が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な障害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神症の疾患を発症した場合

いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものであるとして報告・調査に当たる。

### (2) 重大事態対処組織について

#### 市教育委員会への報告

- ① 可能な限り迅速に第1報告を（日曜・祝日不問）
- ② その後の状況変化を逐一報告
- ③ 臨床心理相談員やSC等の緊急派遣等の人的支援要請
- ④ 県教育委員会や警察などとの連携など

#### 重大事態への対処について（国・市の基本方針より）

#### 重大事態緊急対策委員会（校長・教頭・三主任・学年主任）

- ① 事態の推移及び事実の正確な把握
- ② 解決のための教職員の役割分担
- ③ 全職員への説明と役割分担の依頼

実態把握・情報収集部

児童・保護者・教職員の心のケア部

広報渉外部（PTA・警察・マスコミへの対応）

<生徒指導部・各担任>  
◎迅速に事実確認を行う。情報収集。報告文書作成。必要事項を時系列に文書化する。

<養護教諭・特別支援係>  
必要に応じて被害者・加害者・保護者・関係者・教職員へのカウンセリング対策を協議する。SSWと連携。

<専科・指導法改善・事務職員>  
プライバシーへの配慮を充分に行いPTAへの情報提供と対策検討。警察・病院との連携。混乱を起こさないため、マスコミへの窓口を一元化(教頭が対応)し、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供する。市教育委員会とも連携をとりながら対応する。

【事実関係を明確にするための調査の実施】以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。因果関係の特定を急がず、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ① いつ（いつ頃から）②どこで ③誰が ④何を、どのように（態様）
- ⑤ なぜ（人間関係や学校の対応に関する課題など）

なお、いじめられた児童及び保護者への心的負担を考慮し、市教育委員会に臨床心理相談員やSC等の緊急派遣等の人的支援要請を行う。その上で、調査に当たっては、調査方法や調査内容について充分説明し、合意の上で調査を行う。情報提供の際も、充分説明し承諾を得ておく。

#### 【事後の対応】

- ① 被害者への見舞い及び家庭訪問
- ② 補償問題等について専門家の助言による対応
- ③ 再発を防ぐための教職員の指導体制の見直し
- ④ PTA・関係機関などとの協力体制の確立



## 8 その他

- この「学校いじめ防止基本方針」は、本校の実情に即して適切に機能しているかを「学校いじめ対策組織」を中心に点検し、必要に応じて見直すこと。
- 学校いじめ防止基本方針に気づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けること。
- この「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページへ掲載し、保護者や地域住民がこの内容を容易に確認できるようにすること。